



# 商工業・農林業

## 商業・工業

問 商工振興課 ☎25-3814

### 中小企業融資制度

主な制度名	対象者	融資条件			年利 (%)
		用途	限度額	期間	
小規模事業資金	従業員20人以下 (商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業・旅行業は20人)以下)	運転・設備	2,000万円	10年以内	1.2
経営安定資金	短期	中小企業者または組合	1,000万円	1年以内	1.6
	長期		3,000万円	10年以内	1.7
	連鎖倒産防止		1,000万円		1.0
	災害復旧	中小企業者または組合	運転・設備	1,000万円	1.0
	景気対策特別	中小企業者	運転	2,000万円	
設備近代化資金	中小企業者または組合	設備	3,000万円 組合5,000万円	10年以内	1.7
職場環境改善資金		運転(ワークライフバランスのみ)	1,000万円		1.2
		設備	5,000万円		
創業支援資金	創業者または創業後5年未満の中小企業者	運転・設備	3,500万円		※1.0
借換支援資金	市融資制度の借入金の残高があり、経営環境によって経営の悪化を来しているが、その業況が回復する見込みがある中小企業者	返済資金および 運転資金	5,000万円 (返済資金以外の運転資金は、 1,000万円を限度額)		1.0

※呉市インキュベーション施設の入居者は年利0.9%

(令和4年4月1日現在)

申込 取扱金融機関へ直接お申し込みください。

## ▶ 公益財団法人くれ産業振興センター

**問** 阿賀南2-10-1 ☎76-3766  
メール kuressc@kure-city.jp

### ■調査・相談事業

コーディネーターが企業・個人・起業家などのさまざまな相談、課題解決支援に対応します。大学・研究機関などの研究者の紹介やセミナーなどを開催します。

### ■新事業・新製品開発支援事業

地域企業と大学などを橋渡しします。また、大学などの高等教育機関や公設試験研究機関のシーズや研究成果をテーマとした講座の開催、研究・技術開発の支援を行います。

### ■創業・販路拡大・異業種交流支援事業

インキュベーション施設「呉サポート・コア」、「呉ジャンプ・コア」へ入居した企業や個人などに対して、技術、経営相談のほか、異業種交流の促進、販路拡大の支援を行います。

### ■情報発信・情報(IT)化促進事業

ITセミナー、研修会の開催、ホームページで地域企業の紹介や各種情報提供を行います。

<http://kuressc.or.jp/>

### ■メール・FAX直送便

中小企業の支援施策・セミナー・イベント・支援制度など最新情報を無料配信します。配信は月に2・3回程度。会費無料。要申し込み。

**対象** 呉地域の企業、創業を予定している個人

## ▶ 一般財団法人くれ勤労者福祉サービスセンター

呉で働き、住み続けるお手伝い 愛称「くれきんセンター」

**問** 宝町1-10 呉駅西共同ビル7階  
☎25-3691 FAX25-3687

くれ勤労者福祉サービスセンターは、市内の中小企業で働く方々に対して、個々の企業では実施することが難しい福利厚生事業を共同化し、総合的に行うために、呉市のバックアップにより設立された団体です。

### 入会できる方

◎呉市内に事業所を有する中小企業の従業員および事業主や一人親方(原則として事業所単位での加入、従業員の一部任意加入も可能。)

◎市内に住所を有し、市外の中小企業事業所に勤務する勤労者

### 会費

会員1人につき月額1,000円(入会金1人500円)  
※事業所が負担する入会金、会費は必要経費(損金)の対象となります。会費の負担割合不問。

### 主なサポート内容

#### イベント

わずかな負担でレクリエーション事業に参加できません。  
(ビアパーティー、年忘れパーティー、ボウリング大会、ディナーパーティーなど)

### 給付金・助成金

各種慶弔給付金が受けられます。  
(永年勤続報奨金、結婚祝金、出産祝金、還暦祝金、入学祝金、健康診断受診助成金、インフルエンザ予防接種助成金など)

### 健康・スポーツ

各種助成制度があります。  
(スポーツジム、ゴルフプレー、ゴルフプリペイドカード、温水プール、入浴施設、スポーツ施設割引利用など)

### 各種チケット割引販売

マツダスタジアム(カーブ指定席)、Jリーグ、美術館、コンサートや映画館、ビアガーデン利用券など

### レジャー

年1回2,500円の宿泊旅行助成が受けられます。また、全国各地の宿泊施設を割引利用できるほか、パック旅行やテーマパークの入園料割引が受けられます。

### 趣味・カルチャー

カルチャー教室の受講料助成が受けられるほか、会員を対象とした文化教室を開講しています。

これらの他にも様々な事業を実施しています。

詳しくは、「くれ勤労者福祉サービスセンター」ホームページをご覧ください。

<https://www.kurekinn.net/>

## ▶ 広島県事業承継・引継ぎ支援センター呉事務所

**問** 本通4-7-1 ☎36-5600 FAX36-5601

「事業承継・引継ぎ支援センター」は、国が設置する公的相談窓口です。事業承継に悩む中小企業を全力でサポートします！

### ■相談・支援

- ◎事業承継(親族内・第三者)に関する相談
- ◎M&A マッチング支援
- ◎事業承継計画策定支援
- ◎事業承継診断、セミナー実施
- ◎経営者保証解除に向けた専門家支援 など

### ■受付時間

平日 9:00~17:00 土日 10:00~18:00

## ▶ 公益社団法人呉市シルバー人材センター

**問** 伏原1-4-25 ☎21-6611 FAX23-8606

健康で働く意欲のある高齢者に臨時的かつ短期的な就業の機会を提供し、活力ある地域社会づくりに寄与しています。

### ■職種

事務整理(宛名、賞状書き、パソコン指導など)、技能(大工、左官、障子、襖張り、植木剪定など)、軽作業(除草、清掃など)、サービス(家事手伝い、育児支援など)、施設管理など

## ▶ 雇用・労働に関する相談窓口

### ■ 職業紹介

月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15  
呉公共職業安定所(西中央1-5-2) ☎25-8609

### ■ 雇用保険

月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15  
呉公共職業安定所(西中央1-5-2) ☎25-8609

### ■ 仕事に関する相談、職業適性など

水曜日(祝日を除く) 11:00～16:30  
呉しごと相談館(市役所5階) ☎25-3308  
火曜日(祝日を除く) 10:00～17:00  
若者交流館呉相談コーナー(呉公共職業安定所3階)  
☎082-511-2029(若者交流館)

### ■ 労働条件の相談

賃金、労働時間、安全衛生、災害補償など  
月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15  
呉労働基準監督署(中央3-9-15) ☎22-0005

## 農林業

問 農林水産課 ☎25-3318

## ▶ 農業振興事業

### ■ 農業の担い手育成

農業を営むために必要な知識や技術の習得セミナーの開催、設備取得助成などを行っています。

### ■ 農業振興資金貸付

農業経営の増強や安定のため、必要な資金を低利で融資します。

#### ◎ 農業経営総合資金(設備資金)

限度額400万円 期間5年

#### ◎ 農地等災害復旧資金

限度額800万円 期間8年  
呉農業協同組合・芸南農業協同組合・広島ゆたか農業協同組合の各本支店へ。

### ■ 産地保全推進

農村環境を守り育てる事業や中山間地域などの条件不利地域の保全活動に対する助成を行っています。

## ▶ 林業振興事業

### ■ 松くい虫の防除

松林の景観の維持や森林の機能を保持し、山崩れや風水害を防ぐため、松くい虫の防除を行っています。

### ■ 「どんぐり塾」

森林ボランティアの育成と緑化活動を推進するため、森づくりの体験などを実施しています。

## ▶ イノシシ・カラスの被害

### ■ イノシシ

イノシシの被害は、農作物をはじめ、地面に穴を掘り土砂災害の危険性を高めたり、住宅地付近に現れて危

険なため、地域による取り組みが必要です。

#### 寄せ付けないために

- ◎ ゴミ出し日以外や夜にゴミを出さない。
- ◎ 犬・ネコのエサの管理をして、食べ残しは必ず片付ける。
- ◎ 収穫しない果樹や野菜などエサとなるものや生ごみを放置しない。
- ◎ 空き地や畑の周辺はやぶなどを手入れして、隠れ場所をなくす。
- ◎ 声や音を出して人間の存在を知らせる。

#### イノシシに出会ったら

- ◎ 攻撃したり威嚇せず、静かにその場を離れる。
- ◎ 犬の散歩中に出くわしたら、犬を遠ざける。
- ◎ 近くに親がいるため、子どものイノシシには近づかない。

#### 呉市の対策

##### ◎ 防御対策

金網さくや電気さくなどの設置または既に設置してある防護さくの補修に対し資材費の1/3以内(上限6万円)。ただし、災害復旧事業により復旧する農地に係る被災防護さくなどの復旧は限度額なし)の補助を行っています。

##### ◎ 捕獲対策

箱わなの貸し出しや「有害鳥獣捕獲班」を編成していますので、ご相談ください。

捕獲にあたっては狩猟免許や捕獲許可などが必要です。勝手に捕獲した場合は、法律により罰せられます。

##### ■ カラス

カラスは直ちに駆除することはできません。また、人家近くでは銃器の使用ができないため駆除は困難です。エサとなる生ごみやくず野菜などの管理を徹底しましょう。

## ▶ 野生の動物・鳥を保護した場合

許可なく野生の動物や鳥を捕獲したり保護することはできません。在来種(地域に昔から生息していた動物、鳥)で元気な場合はそのまま自然に放してください。傷ついている場合は、それが貴重な野鳥であるなど、保護について理由があると認められるものについては、農林水産課へ連絡してください。外来種の場合は、ペットとして飼われていたものと考えられますので、「拾得物」として最寄りの警察に届け出てください。また、ひなは拾わないでください。

## ▶ ひろしまの森づくり事業

広島県では、森林を県民共有の財産として守り育て、次世代に引き継ぐため、平成19年4月から「ひろしまの森づくり県民税」を導入し「ひろしまの森づくり事業」を展開しています。

- ◎ 人工林・天然林の間伐・除伐
- ◎ 松くい虫枯損木処理
- ◎ 森林・林業体験活動支援